

改正

平成24年3月28日条例第2号

佐久市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 景観計画の策定等（第4条－第8条）
 - 第3章 行為の制限等（第9条－第16条）
 - 第4章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物の指定等（第17条－第21条）
 - 第2節 景観重要樹木の指定等（第22条－第26条）
 - 第5章 景観資産の指定等（第27条－第30条）
 - 第6章 公共事業景観育成指針等（第31条－第33条）
 - 第7章 佐久市景観審議会（第34条－第40条）
 - 第8章 補則（第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、景観資産の指定その他の事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観の育成を図り、もって市民の生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「景観の育成」とは、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、誇りと愛着をもってこれを育てることをいう。

（基本目標等）

第3条 市長は、景観の育成に関する基本目標及びこれを達成するために講ずべきものとする施策の推進に関する基本方針（以下この条及び次条において「基本目標等」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本目標等を定めようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本目標等を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本目標等の変更について準用する。

第2章 景観計画の策定等

（景観計画）

第4条 景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）は、基本目標等に即して定めるものとする。

- 2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1） 景観育成重点地域
 - （2） 景観の育成のための行為の制限に関する事項で、第11条第1項後段の規定による措置の基準として必要なもの
- 3 景観育成重点地域は、次に掲げる地域のうち、景観の育成上特に重要なものとする。
 - （1） 都市景観を有する地域
 - （2） 道路又は河川に沿った地域
 - （3） 田園景観を有する地域
 - （4） 山地、高原等の自然的景観を有する地域
 - （5） 歴史的景観を有する地域
 - （6） 眺望景観を有する地域

- 4 景観育成重点地域における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項は、景観育成重点地域ごとに定めるものとする。
- 5 第2項第2号の景観の育成のための行為の制限に関する事項は、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第5条各号に定める基準に従い、法第8条第4項第2号に規定する制限を定めるものとする。
（策定の手続）
- 第5条** 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。
（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模等）
- 第6条** 政令第7条の規定により条例で定める規模は、法第81条第1項の景観協定又は景観育成住民協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。
- 2 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観育成協議会とする。
（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）
- 第7条** 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出して、その意見を聴かなければならない。
（景観育成重点地域内における指導）
- 第8条** 市長は、景観育成重点地域内の土地又は建築物若しくは工作物等に関して、景観の育成上必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、当該景観育成重点地域内における法第8条第4項第2号に規定する制限として景観計画に定めた制限に適合するよう必要な措置を講ずることを指導することができる。
- 第3章 行為の制限等**
（届出の公表）
- 第9条** 市長は、法第16条第1項の届出があったとき、又は同条第5項の通知があったときは、当該届出又は通知に係る行為の概要を公表し、及び規則で定めるところにより、当該行為に係る書類を公衆の縦覧に供しななければならない。
（届出事項等）
- 第10条** 法第16条第1項の条例で定める届出は、規則で定める届出書によるものとする。
- 2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の規定により条例で定める図書は、景観計画による行為の制限に応じて規則で定める。
- 3 次項に規定する行為について法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。
- 4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、政令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。
- 5 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
 - (3) 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農林漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
 - (4) 規則で定める公共的団体が行う行為
 - (5) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の育成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
 - (6) 法第16条第1項の届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模のもの
- 6 景観育成重点地域における前項第6号の規則で定める工作物及び規模は、景観育成重点地域ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成重点地域以外の景観計画区域（法第8条第2項第1号の景観計画区域をいう。次項において同じ。）において法第16条第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成重点地域における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない

い。

(公共的団体に関する特例等)

第11条 前条第5項第4号の公共的団体は、法第16条第1項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。この場合において、市長は、景観の育成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、第4条第2項第2号の規定により景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

2 第9条の規定は、前項前段の通知があった場合について準用する。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(標識の設置)

第13条 法第16条第1項の届出又は同条第5項若しくは第11条第1項前段の通知(景観育成重点地域内で行う行為に係る届出又は通知に限る。)をした者は、当該届出又は通知をしてから当該届出又は通知に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該行為を行う土地の区域内の見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(勧告の手続等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告(景観の育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手の制限の期間の短縮)

第15条 市長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、同条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、直ちに、当該届出をした者に法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

(変更命令等の手続)

第16条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第17条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第19条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第20条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじ

め、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第21条 市長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の手続)

第22条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪(せん)定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第24条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第25条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第26条 市長は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 景観資産の指定等

(景観資産の指定等)

第27条 市長は、地域の特性を生かした地域的な景観の育成を図るため、次に掲げる建造物等で規則で定める基準に該当するものを、景観資産として指定することができる。

- (1) 地域的な景観の育成に資する建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)及び樹木
 - (2) 地域的な景観の育成に重要な遺跡、名勝地、優れた風景を眺望できる地点等
- 2 景観資産は、景観資産ごとに市長が定める景観資産の管理の方法の基準に従い適切に管理されなければならない。
- 3 市長は、景観資産を指定し、及び景観資産の管理の方法の基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物等の所有者(所有者が確認できない場合にあっては、その占有者)の同意を得るとともに、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、景観資産の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の提案等)

第28条 前条第1項各号に掲げる建造物等の所有者は、当該建造物等について、地域的な景観の育成に重要であって同項の規則で定める基準に該当するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、景観資産として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物等に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構は、地域的な景観の育成に重要であって前条第1項の規則で定める基準に該当するものであると認める建造物等について、規則で定めるところにより、あらかじめその所有者の同意を得て、市長に対し、景観資産として指定することを提案することができる。

3 市長は、前2項の規定による提案に係る建造物等について景観資産として指定する必要がないと判断したときは、佐久市景観審議会の意見を聴いた上で、その旨及びその理由を当該提案をした者

に通知しなければならない。

(指定の通知)

第29条 市長は、第27条第1項の規定により景観資産を指定したときは、直ちに、その旨その他規則で定める事項を、当該景観資産の所有者（当該指定が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観資産の所有者及び同項の景観整備機構）に通知しなければならない。

(景観資産影響行為の届出等)

第30条 景観資産に影響を与える行為として規則で定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった行為について、地域的な景観の育成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

第6章 公共事業景観育成指針等

(公共事業景観育成指針)

第31条 市長は、市が行う公共事業に係る景観の育成のための指針（以下この条において「公共事業景観育成指針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、公共事業景観育成指針を定めようとするときは、あらかじめ、佐久市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、公共事業景観育成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 市は、公共事業の執行に当たっては、公共事業景観育成指針を遵守するものとする。

(景観育成住民協定)

第32条 市長は、市民又は土地所有者等が景観の育成に関する住民協定を締結した場合において、その内容が地域の景観の育成の推進に資するものであると認めるときは、当該協定を景観育成住民協定として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により景観育成住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

(景観育成協議会)

第33条 法第81条第1項の景観協定又は景観育成住民協定に係る土地の所有者等は、当該景観協定又は景観育成住民協定を推進するため、市長の認定を受けて、景観育成協議会を設置することができる。

2 市長は、景観育成協議会に対し、景観の育成に必要な情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

第7章 佐久市景観審議会

(設置)

第34条 景観の育成に関する重要事項について調査審議するため、佐久市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第35条 審議会は、この条例に定めるもののほか、景観の育成に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第36条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第37条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第38条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するために必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第40条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

第8章 補則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3章から第6章までの規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第32条第1項の規定の施行前に長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により認定を受けている景観育成住民協定は、この条例第32条第1項の規定により認定を受けた景観育成住民協定とみなす。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

土地区画整理事業評価員			6,500円	
-------------	--	--	--------	--

」

を

「

土地区画整理事業評価員			6,500円	
景観審議会委員			6,500円	

」

に改める。

附 則（平成24年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。